

平成31年3月26日（火）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成31年3月26日(火) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委 員 豊島 秀範
委 員 長谷川浩子 委 員 足立 俊弘
委 員 蒲田 知子
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 丸 智彦 生涯学習部長 木下登志子
生涯学習部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター長兼公民館長 菊地 統
総務課長 森田康宏 学校教育課長 榊原憲樹
指導課長兼小中一貫教育推進室長 羽場秀樹
教育研究所長 土山勇人 少年センター長 戸塚美由紀
学校教育課主幹 藤岡宏子 文化・スポーツ課長 小林由紀夫
鳥の博物館長 鈴木順一 図書館長 櫻井 實
文化・スポーツ課主幹兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
学校教育課長補佐 岡田一男 図書館長補佐 宇賀神 修
図書館長補佐 穂村喜代子
6. 欠席事務局職員 な し

午後2時00分開会

○倉部教育長 ただいまから平成31年第3回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。蒲田委員にお願いします。

○倉部教育長 これより議案等の審査に入りますが、本日の日程第4、議案第7号、我孫子市教育委員会人事異動については、人事に関する案件であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開で審査したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 御異議ないものと認めます。よって、日程第4、議案第7号の審査は非公開とします。このことから日程第3、諸報告の審査終了後、関係者以外の職員及び傍聴者の退席を求めます。

議案第1号

○倉部教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明を求めます。

○森田総務課長 それでは議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、御説明させていただきます。

議案の1ページをごらんください。提案理由でございますが、学校教育課の執行体制の見直しに伴いまして、現在の4担当を2担当に統合するとともに、

条文の整備を行うため、提案するものです。

続きまして、2ページをごらんください。今回の改正内容ですが、学校教育課には、現在「学務担当、管理担当、学校給食担当、学校保健担当」の4つの担当がありまして、それぞれの担当ごとに業務を執行しております。31年度からは現在の「学務担当」の業務と「管理担当」の業務を執行する「学務担当」。同じく、現在の「学校給食担当」の業務と「学校保健担当」の業務を執行する「保健給食担当」の2つの担当で業務を執行していくものです。

今回、学校教育課の執行体制を見直す理由につきましては、課内の業務の効率化を図るとというのが一番大きな理由となっております。現在は、4つのそれぞれの担当で同じような内容の業務を行っている部分、また庶務的な業務が多いんですけれども、請求書の処理ですとか非常勤職員の管理などの業務で重なっている部分の業務が非常に多く、そういった部分を、担当を統合することによって、効率的な業務執行をすることを目的としております。

その他としましては、議案の4ページの中ほどになりますけれども、総務担当に「情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。」を業務に加えました。こちらの事務につきましては、改正前は学校教育課の学務担当の事務に入っておりますが、実質的に情報公開に関することは全て総務課の総務担当で行っておりますので、今回、事務の実情に合わせてこちらのほうに移しました。以上となります。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 4ページの学校教育課のところからの7ページまでのところは、この説明はないんですか。

○倉部教育長 内容の詳細ということですね。具体的な業務の内容について、森田課長、お願いします。

○森田総務課長 今回のこの事務の統合については、単純にそれぞれ学務担当の現在やっている事務、管理担当の現在やっている事務を、新しい「学務担当」としてそのまま執行するという形です。同じく現在の「学校給食担当」と「学校保健担当」でやっている業務を、それぞれ新たに「保健給食担当」で執行するものなので、事務の内容そのものについては基本的に従来と変わっていないというスタンスです。

○倉部教育長 先ほど説明があった情報の公開等だけが、総務課のほうに。

○森田総務課長 そうです。それだけは事務の実態に合わせて総務課のほうに移します。

○倉部教育長 それ以外は従来の事務処理と変わらないということですね。

○森田総務課長 はい。

○倉部教育長 ということのようですが、よろしいでしょうか。

○豊島委員 ちょっと細かいことわからないから了解しましたが、例えば6ページの下のほうのところなんかは、何かが入っているんですね。「学校教育に係る国庫補助及び県費補助に関すること。」というのが、それが分かれたんですね。分かれたんではないのか。それぞれ右と左がうまく対応していないわけですから。

○森田総務課長 今の件でございますけれども、それについては5ページの中ほどの右側の真ん中あたりに「情報の公開等に係る受付及び実施に関すること。」という項目がございます。それが先ほど申しましたとおり、総務課のほうに移っておりますので、その分が新旧でずれているというところでございます。

○豊島委員 そのこのところを1つずつ新しいほうをずらしていけばいいということですね。下のほうにね。

○森田総務課長 そういうことです。

○倉部教育長 内容的には変わっていないということで、よろしいわけですね。

○豊島委員 わかりました。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。ほかに。

○蒲田委員 業務の効率化があつて2担当になったということだったんですけども、それに伴って職員数も減ったんでしょうか。

○森田総務課長 現状では職員は減っておりません。なので、効率化に伴って、今やっている仕事をさらに精度を高めてやっていただくというところで考えています。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○蒲田委員 わかりました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よつて議案第1号は可決されました。

議案第2号

○倉部教育長 続きまして議案第2号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、事務局の説明をお願いします。

○岡田学校教育課長補佐 それでは議案第2号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について説明をいたします。

議案資料の 8 ページとなります。本来、この公印規則の所管は総務課ですが、今回改正箇所の実務を担うのが学校教育課ですので、学校教育課から説明します。

提案理由は、8 ページのとおり、転入学・編入学通知書等、定例的かつ定型的な文書等の公印の押印について、その決裁を省略し遅滞なく事務手続きができるようにするため、提案するものです。

変更箇所は 9 ページの新旧対照表のとおりですが、第 9 条は、これまで第 1 項から第 3 項までですが、新たに第 4 項を加えることとなります。

9 ページの資料ではわかりづらいかと思しますので、別冊で「議案第 2 号資料」を用意しましたので、こちらを用いて説明をします。

資料の 1 ページにあるとおり、通常、公印を使用する場合は第 9 条第 1 項から第 3 項のとおり、決裁済の文書を公印管理者である総務課に提示の上、許可を得て公印使用簿に記録し、押印をします。今回提案しました第 9 条第 4 項を追加しますと、以上の手続を省略して公印を使用することになります。具体的に想定している事務は、小中学校の転校関係で、この事務処理について説明します。

現在、住所変更に伴って小中学校を転校する場合は、住民登録の担当課である市民課の窓口で受付をしています。このことは教育委員会が離れた場所にあることや市の総合窓口化、ワンストップサービス化といった方針のもとに実施しています。

続きまして、資料の 3 ページをごらんください。事務処理に当たり、3 ページの様式を利用しています。この書式には事前押印や印影の印刷の規定に従い、あらかじめ公印が押してありますが、その他の項目は手書きで記入しています。その様式を、続いての資料 4 ページ、5 ページの様式に改め、住民登録情報をもとに電算システムを用いて発行できるようにするため、市長部局と調整をし

ているところです。

例えば、本提案を御承認いただくと仮定して窓口の手続がどうなるかといいますと、皆様も住民票や印鑑証明など取得したことがあるかと思いますが、交付の申請をしますと、電算システムを使った様式に電子公印を押されたものが発行されると思います。そのことを想定して、市長印の公印規則にも決裁等の手続は省略できることが規定されています。

小学校の転校手続に関しましても、例えば「きょう転入してきて市役所で手続をしています。ついては明日から学校に通いたいです」といったことも日常のございますので、転校に関する通知も即時発行する必要があると思います。そのため所定の手続を省略して遅滞なく事務処理ができるように本議案を提案しています。

この電算システムを用いた発行を実施できれば、届出の簡略化、事務の効率化につながります。また、正確な情報を通知することができるといった効果も期待されますので、こういった状況も御承知いただきまして、御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。質疑があればこれを許します。いかがでしょうか。

○豊島委員 最後のほうの文ですけれども、「この場合において、管理者は、公印の押印の視認その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない。」。「管理者は、公印の押印の視認」は電子的なものに押されている公印の確認ですか。

○岡田学校教育課長補佐 そうでございます。今後は電子印を用いることとなりますので、今おっしゃっていただいたとおりになるかと思います。

○豊島委員 自分がわからないから聞いているんですけれども、「押印の視認」の次です。「その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない

ない。」見て確認した後、「その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない。」というのは、具体的にはどういうふうなことをイメージすればいいんでしょう。

○岡田学校教育課長補佐 例えば、個人情報の保護というのは非常に重要ですので、セキュリティーが強化されています。これは、市民課の窓口で業務を行います。職員は割当てられたパスワードを持っていて、そのパスワードでパソコンにアクセスする。さらに転入学の通知を出す場合は、そのソフトにアクセスするにも別なパスワードが必要になる。その記録から齟齬が生じた場合も、誰がどういう状況で発行したかというのは、後で追跡できるようになっており、「適正な使用に資する措置が講じられている」と考えています。そういったセキュリティーなどを想定して、提案の条文にしています。

○豊島委員 内容はわかりました。そういうふうな内容なのかなというふうに今お話を聞きながらこの文章を読みましたが、「押印の視認」、そのまま「その他の公印の適正な使用に資する措置を」というふうにつながっていくと、それを目で確認した後、「その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない」という、これは文章がよくわからないんですよ。ですから、私みたいなものにでも、もう少しわかるような形がいいなと思うんですけども、もうできてしまっているんでしょうから。ここに出されたので、ここで意見を言ってもしょうがないんでしょう。

○倉部教育長 これは市役所の総務のほうとの協議のもとでの文言調整ですので、こういう言い方をするとということで御理解いただくしかないと思うんですけども。その中に先ほど説明があった内容を含んでいるということで、申しわけありませんが、御理解いただければと思います。

ほかに、この件について何か御質疑ありますでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第2号、我孫子市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号

○倉部教育長 続きまして議案第3号、我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの制定について、事務局の説明を求めます。

○榊原学校教育課長 よろしく願いいたします。議案第3号、我孫子市立小中学校職員の働き改革推進プランにつきまして、提案を申し上げます。

このプランにつきましては、机上にお配りさせていただきましたけれども、委員の皆様、そして5回の推進委員会での審議、また校長会、教頭会、保護者の代表等からの御意見をいただきまして、今お手元に置かせていただいたものが最終案となります。今回、この委員会におきまして最終審議いただきまして、御決裁いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、中身のほうについて御説明申し上げます。まず冊子、プランのほうの〈目次〉がありますけれども、その後に〈基本方針〉というのが2ページにあるかと思うのでごらんください。

御承知のとおり、この推進プランの第一の目的は学校教育の質の向上、これを全て目指すというところに結びついております。そのために何ができるかというところで、目的にあります学校職員、子どもと直に接する学校職員が健康

で、そしてゆとりを持って子どもたちと向き合える環境をつくりたいという願いを持ちまして、それを目的としたプランでございます。また、その下に「我孫子市学校職員の勤務状況」ということで載せさせていただきましたけれども、やはり依然として1日の平均超過時間及び月80時間以上の超過勤務者の割合が現在もいるということ、これを少しでも軽減していきたいということでございます。

その下に「4. 推進プランの基本姿勢」ということで5点載せさせていただきました。まずは、国や県の指針に基づきながら、我々市教委が具体的にできることを提案した内容となっております。また、(3)にありますけれども、プランの中で「市教委が行うこと」、「学校が行うこと」、「個人が行うこと」ということで、できるだけわかりやすく、見た職員や保護者の方が理解していただけるような内容となっております。

5番のところに「実行する方策」としまして、4本柱を当初から掲げております。1つ目が「学校職員の意識改革」、2点目が「業務の改善と削減の推進」、3点目が「学校を支える人員体制の整備」、4つ目が「部活動の負担軽減（部活動の在り方に関するガイドライン）」ということです。

私からは、1、2、3の柱を説明させていただきまして、4本目の部活動については指導課長から説明をさせていただきたいと思っております。

3ページをごらんください。1点修正をお願いしたいんですけれども、Iの項目の中で(3)の次に(4)を挿入していただければと思うんですけれども、(4)として「業務配分に配慮した校務分掌の決定」と、この後のページに出てきます。済みません。この項目を落としてしましまして、(4)ということで「業務配分」という項目の記載をお願いいたします。そして(5)が「事務職員」ということになります。

それでは、1番目の柱からですけれども、具体的には次の4ページ以降から、

それぞれの取り組みにつきましては掲載しております。

1 番目につきましては、4 ページにありますように主な内容としては、校長、そして学校職員の目標申告、また学校の経営重点目標にしっかりとこの改善について掲げてもらう。その評価をただ目標として終わるのではなく、学校評価等を活用しまして客観的に検証をしていく。それによって意識改革を図っていくということを目指したものになっております。

(2) につきましては、特に校長を中心に、来年度の教育計画は準備できていると思いますけれども、そのときにやはり勤務時間に配慮をした教育計画、時間割とか行事計画というものを立てていただくということで(2) となっております。

6 ページに参りまして、ICT の活用をさらに重視しまして、職員に負担なく、自身の、また学校ごとの勤務状況というものをしっかりと正確に記録して、そしてそれを振り返る機会を設けていこうという内容を(3) として挙げております。

(4) は特に校長にかかってくるんですけれども、校務分掌を決定するときに一部の職員に負担がかかることがないように、できるだけ平準化をして校務分掌を決定していくということを掲げております。

(5) ですけれども、我孫子市が進めています事務の共同実施、事務というのは一人職ですので、その事務を1 人だけの力ではなく、特に地区ごと、中区ごとに事務職員が協力しながら学校運営に事務職という立場で参画していくという視点で、そこに事務職の役割ということで位置づけております。

続きまして、9 ページから2 本目の柱、業務の改善と削減ということで、これは8 点記載しました。

まず1 点目、これまでも各学校独自にノー残業デーというものの取り組みはしていたんですけれども、それを完全実施する体制をつくっていくということ

でございます。そして各学校が設定した曜日、また時間につきましては、ホームページや学校だよりでしっかりと保護者、地域に知らせて、それを実行していくということで、遅くとも6時までには退勤できるという設定をしてもらうというものになっています。

10ページをごらんください。2点目、これも昨年度から進めておりますけれども、夏季や冬季休業時の学校の閉庁期間、これをカレンダーと相談しながら、できるだけ職員が年休をとれるようにということで、設定をできるだけ長期にしていこうということです。

我々のできること、(3)ですけれども、これまでも削減には取り組んできたんですけれども、各課がもう一度自分たちが主催している研修を見直しまして、15%にわたる研修、出張を削減して、子どもたちと向き合う時間をつくり出そうということで掲げてございます。

11ページになります。(4)としまして、夜間や休日の音声電話対応になります。そこに記載しておりますが、この時間帯を学校職員が電話対応する時間の原則といたしております。それ以外の時間については、6月1日以降に自動音声対応という機器が配備できる準備が進んでおりますので、その機器を活用しながら、夜間・休日については電話対応の時間を削減して、教員が次の日の授業準備とか、子どもたちへの連絡とか、子どもたちへの支援、相談体制、そういうものをしっかりとつくれるような形をつくっていきたいということでの施策でございます。

12ページに行きまして、(5)は特に事務職からの提案をいただいたんですけれども、各学校これまでもやってはいたんですけれども、しっかりと明確に共通ファイリング、いろいろなデータとか文書のファイリングの仕方を統一していこうということで、どこに異動してもすぐに何がどこにあるのかわかるというような形で進めていきたいということです。

(6) につきましては、通知表の記載内容ということで、通知表につきましては学校長の裁量事項になりますけれども、できるだけ教職員に負担軽減となる、しかし保護者の方にとっては必要な情報は盛り込まれているというようなわかりやすい通知表というものを目指して、もう一度各学校の通知表をそれぞれ見直してもらうということで記載しております。

13ページに行きまして、家庭訪問から家庭環境とありますけれども、家庭訪問につきましては、非常に重要な視点もございますので、各学校で地域の実情に応じて、また各家庭の実情に応じて判断をしながら、どういった改善の形がとれるかということで、各学校で工夫していただくということで記載しております。もちろん家庭環境に非常に課題があると把握している家庭については、積極的に各学校から働きかけをしていくということについてはこれまでと変わりませんので、この点御理解いただければと感じております。

また(8)は、年間を通した業務の計画ということで、繁忙期と申しましょるか、学校におきましても非常に行事が立て込んでいる時期、また学習評価の重なる時期等々、オン・オフではありませんけれども、そういう軽重がありますので、そこを見通して業務を計画して各職員が対応していくという形で記載をしております。

14ページから3本目の柱になります。人員体制ということで3点挙げております。

まず1点目は、スクールサポートスタッフということで、2行目に書いてありますけれども、職員室における業務、例えば印刷事務とか、または電話対応、採点事務等をサポートする職員を段階的に配置していきたいということです。これにつきましては予算の裏づけも必要ですので、そこにありますように段階的にこちらも努力をしていくということで、現状を改善していきたいということです。

(2) につきましては、四角で囲んでありますが、現在も学校教育課、指導課または研究所等でそういった職員を市費で配置しておりますけれども、さらに継続配置、またはそれを手厚く充実化させていきたいということで記載をしています。

(3) は、部活動指導員ということで、文科省等でもテーマに挙げておりますけれども、なかなか学校教育課単独でというよりも、継続的な取り組みとしてということで、生涯学習部の御協力も得ながら人材育成の視点を取り入れた上で継続的に実施できる制度を制定していきたいということで、2024年度の導入を目指して来年度から準備をしていきたいということで記載しております。

私からは3本柱ということで、4本目については指導課長からお願いします。

○倉部教育長 それでは、部活動の在り方に関するガイドラインについて、羽場指導課長、お願いします。

○羽場指導課長 それでは働き方改革に伴いまして、4つ目のところです。ガイドラインについて説明させていただきます。

国、それから県のほうからガイドラインが出ております。それに伴いまして、我孫子市としまして、このガイドラインを策定したという形になります。

基本的には週の活動につきましてがメインになりますけれども、ページで言いますと9ページになります。休業日及び活動の時間の設定がメインになるかと思うんですけれども、＜小学校・中学校共通の扱い＞としまして、1週間のうち、平日に1日以上休養日を設ける。できれば、学校で曜日を定めることが望ましい。活動時間は2時間程度。長期休業中、これは夏季休業中と冬季休業中になりますが、土曜日、日曜日同様の扱いとするという形になりますが、部活動中心の生活にならないように、児童生徒に十分な休養を与えるとともに、

顧問自身もリフレッシュできる時間をつくる。

〈小学校における週末を含む学校の休業日の扱い〉につきましては、原則としては、小学校は休業日の活動はしないとありますが、コンクール、大会等のある部活動もごございますので、それに向けての練習等も入ってきますので、そこにありますように、原則としてその翌週等にできる限り早い時期に2日以上休業日を設けるとい形になります。週末を含む学校の休業日につきましては、3時間程度の練習、活動時間として、やむを得ず、どうしても終日活動になる場合には、途中で休憩等をとるといことも含めて考えいくといことになります。

中学校におきましては、土曜日、または日曜日、週末になりますが、いずれかを1日休みにするとい形になります。

それから練習につきましては、先ほどの小学校と変わりませんが、活動時間は3時間程度で、どうしても終日になった場合には、早い段階でかわりの日を設ける。

ただ、一番心配なのは、そこにありますけれども、熱中症の予防です。環境省から出ているWBGT指数を考慮した活動に努めるとい形になります。

あとは、それぞれの項目につきまして書かれておりますが、そこが中心となります。以上でございます。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

○長谷川委員 この議案が通ると4月1日から施行されると思うんですけども、学校と教育委員会のほかに御家庭というのが十分かかわってくるかと思うんですが、まず2月にお手紙を1回出したと思うんですけども、今後、御家庭に対して、これを広報するのはどういうプランになっているか教えていただけますか。

○榊原学校教育課長 今後の予定なんですけれども、本日御審議いただきまして御承認をいただきましたらば、3月31日付で市の教育委員会のホームページのほうに、このプランの概要についてアップをいたします。その後、4月初旬に市の教育委員会、教育長名によりまして、今度は紙ベースのこのプランの概要版を、全家庭に学校を通して配布いたします。それとあわせまして、時間設定とか各学校で改善というか変更しておりますので、各学校ごとの働き方プランにつきまして、紙ベースで保護者の方にあわせて配布いたします。さらに4月中には小中学校で全校保護者会もしくはPTA総会等が行われますので、そのときに各校長から必ずこのプランにつきまして内容に触れていただき、説明をする場を持つというような流れになっております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。榊原課長、2月に配布した後の保護者等の反応について、もしわかっていることがあれば報告をお願いします。

○榊原学校教育課長 全部の学校の管理職から聞き取りを行いました。そうしましたところ、否定的な御意見はありませんでした。この内容については、ぜひ進めてほしいということと、手前みそになってしまうかもしれませんが、「先生方ってこんなに大変だったんですね。この時代に、電話対応も含めて、こういう時間を確保するような施策を打っていくことは必要ですね」という御意見をいただいたという御報告を受けております。以上です。

○倉部教育長 ありがとうございます。先ほど長谷川委員からありましたように、丁寧な保護者への説明というものをこれからもしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○豊島委員 今、長谷川委員からもありましたように、これをどう周知していくかということが本当に大変で、校長先生の働きというのは各地域の方、保護者に対して本当に大変で、そここのところでほぼ決まるという感じがします。校長先生は大変でしょうけれども、このことを十分に理解して、それを丁寧に説

明していただきたいなど重ねてお願いしたいと思います。我孫子でやった働き方改革推進プランの取りまとめというのは、私は誇れると思うんです。今後いろいろなところで会議をやる時に胸を張って言える、そういう内容だと思えます。でもこれをどうやって実施していくかという次の段階なんですね。

そのところで、今言っていたので安心しておりますが、2ページのところで、我孫子市の教職委員のオーバー時間「80時間以上の教員の割合」とあるんですけれども、国とかで出しているのは45時間ですよ。45時間を超えないようにと。80時間というのはデッドラインですからね。この働き方改革では何時間ぐらいを目指すと言ったらおかしいですけれども、何時間ぐらいを考えながらこれをつくっているんでしょうか。あるいは先々どういうふうにやろうとしているんでしょうか。ちょっとそこを教えてもらいたいです。

○榊原学校教育課長 委員がおっしゃっていただいたように、昨今、国のほうが45時間というような目安が話されております。我々としましても県が示す基準にできるだけ近づくように、そういう課題を持ってこのプランを実行していきたいと思えます。また検証も続けてまいりますけれども、教育委員会で皆様に検証していただくという非常に貴重な場になっておりますので、来年度、実態把握は常に行って御報告申し上げたいと思えますので、よろしく願います。以上です。

○豊島委員 よろしく願います。その上で、大変なことは百も承知なんですけれども、80時間か45時間にできれば一番いいんですが、できるためには、ここでまとめていただいて、つぶさに読ませていただきましたけれども、大変な作業でしたね。それを45時間くらいに近づけていくためには、何をどうするのが最大の課題だなというふうに、これをつくった上で思いなのかなということ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○榊原学校教育課長 それにつきましては、以前から教育長、または部長から

お話ししていただいているかと思うんですけれども、一番肝となるのは意識改革。ここに掲げている具体的な手段、また意識啓発を常に継続しながら、意識改革をしていただくようなことを目指すということと、あと、この4分野にわたりますけれども、できることを積み重ねながら、あらゆる施策を多方面から講じることによって、一步でも半歩でも前進させていくというような考えであります。

○豊島委員 ありがとうございます。この間の文科省での会議に私も参加して議論してきました。いろいろな人が意識改革の難しさを言っておりました。みんなで言いながら、何で意識改革は難しいんでしょうかねと、またそこに戻りました。あれもやりたい、これもやりたい、それぞれ満足感がありますからね。ちょっと偉そうに聞こえたらごめんなさい。そうではないんです。個人意識の問題なんですけれども、意識改革をしていくというのは、先ほど部活のこともありましたし、いろいろなこともありますけれども、いろいろなことを含めてやっていくしかないので、これとこれをこうやってこうだというふうにある程度絞りながら狙っていかないと、23年、24年となっても余り差がないというふうになってしまったらすごく悲しいので、それが難しいことはわかっていますけれども、どこに問題があるということを絞りながら、さらに生かしてってもらいたい、我々もそれを一緒になって考えていきたいなと思っています。先ほど御意見いただきましたから、結構ですけれども。

○豊島委員 御意見ということでよろしいでしょうか。

○丸教育総務部長 貴重な御意見ありがとうございます。今、学校教育課長から話したとおりなんですけれども、私も同じ意見を持っているんですけれども、この意識改革の中で教員は、前も言ったと思いますが、やはり子どもたちのためにという時間的に徹底的に使ってしまう、これがあるんです。ただ、それは個人の教員としてやっているのがほとんどだったんです。それを組織で動く

というのが今すごく言われていることで、みんなで動いていけばもっと短時間でできるだろうと。組織的な動き方というのが少しずつ最近できてきたかなと思っていますので、その辺のことも含めて職員に校長から伝えていって、自分1人で悩むのではなくて、みんなで考えていこう。そんなことで子どもたちと触れ合う時間を多くしていきたいなというふうに思っております。

○豊島委員 私も教員の端くれだったんですけれども、教員の横の連絡というのがなかなかとりにくくて、小学校、中学校だと、それぞれの一家の主というか一国一城。それがやっぱり連絡をとりにくいというか、何か話にくい。いじめの問題にしても何にしても、全部あるんですけれども。そういうところをいろいろなものを使いながら、横の連絡をとりながら、今おっしゃっていただいたように、みんなでやるんだという意識を確認して行って校長先生以下、上が認めてくれてという状況が必要なんだろうかと、今までもやっているんですけれども、より必要なんだと思います。大事なことなので議論に参加させてもらいました。本当によろしくお願ひします。ありがとうございます。

○蒲田委員 先ほど部長からも、組織的にどう捉えていくかというお話があったと思うんですけれども、例えば11ページのところの電話対応の時間を見てみますと、長期休業中の8時10分から16時間40分というのは残業がない勤務時間なのかなと思いますが、結局今の現状からすれば、子どもが登校を始めている時間から帰りついている時間には対応しようということですので、どうしても小学校のノー残業デーだけで見ても2時間くらいは残業がついていて、そういう部分も1人の方が管理職だからといって対応するのではなくて、前半に対応する人と後半に対応する人とを分離するではないですけれども、管理者としてとても心苦しいところがあったりするかと思いますが、そういった工夫をどこかでしていかないと、一部の方の勤務時間を80時間以下にしていくということはなかなか難しいと思いますので、管理責任をどこに

というのはとても大事だと思いますけれども、本当に組織としてどう考えていくかというのを、これからも進めていってほしいとお話を聞きながら思いました。よろしく願いいたします。

○倉部教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。

ただいまいただいた御意見を参考に、新しく組織で対応をとるとというのが一番の要になると思いますし、それができて初めて意識改革につながるといいますので、そのように進めてもらいたいと思います。よろしく願いします。

○豊島委員 1ページのところなんですけれども、1ページの教育長さんが書いてくださった文章なんですけれども、「はじめに」の1行目からのところなんですけれども、二重括弧で大きくくって、その中に一重括弧でくくっているんですけれども、国語のほうの常識から言うと、一重の括弧でくくって、その中に出てくる会話文みたいなものは二重括弧でくくるという、これは反対なのです。ですから、そこのところは直していただければなと思います。内容とは関係ありません。

○倉部教育長 ありがとうございます。配布分については、その訂正をお願いします。

○蒲田委員 14ページのところなんですけれども、先ほどスクールサポートスタッフの段階的配置の話がありまして、来年度に関しては具体的に何人ぐらい配置することになっているのかを教えてくださいたいと思いました。

○榊原学校教育課長 ここで名称はスクールサポートスタッフということで書かせていただいておりますけれども、具体的には学級支援員を今各学校に配置しております。各校長のほうには、来年度に向けて、各校配置している学級支援員の中から、そこに書かれてある職員をサポートする業務を分担できる状況にある学級支援の方、また御本人の了解も必要かと思っておりますので、それも踏まえた中で、基本的には全校の19校、1名ずつは確保していきたい、配置して

いくということ考えております。

○蒲田委員 わかりました。当座は学級支援員さんに対応してもらいながら、恐らく業務量などを見ながら、今後どうしていくか、何をするのが働き方改革になるのかということを見きわめていくということによろしいでしょうか。

○丸教育総務部長 そのとおりでございます。今、実際に国のほうからついているのが我孫子中学校の1名だけなんです。来年度どうなるかというのは、予算が成立していないということで、非常勤のほうの配置がまだできていないんです。ですので、国からは2人ないし3人は来るのではないかというふうに思っています。それ以外の者に関しては、学級支援員の役割指針の中に「校務の支援を行う」という役割を入れましたので、今は学級支援員の中の仕事の一部として全校配置という形になっております。

○蒲田委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○豊島委員 部活動の在り方に関するガイドライン、膨大なので全部はちょっとあれですけども、先ほど御説明いただいた9ページのところで、前から出ているので承知しておりました。部活動を支えていく人材を育成していくということにもなりますよね。24年をめどに育成していくということなんですけれども、その育成の仕方というのはどういうふうにしていくんですか。ちょっと私はわからないんですけども。

○倉部教育長 小林課長でいいですか。1つの考え方として。

○小林文化・スポーツ課長 うちのほうで、今年度から指導者養成講習会というのを立ち上げて行っております。これを将来もう少し充実させてやっていこうと思います。体育協会とかスポーツ少年団の指導者のほうも公認指導者は結構いるんですが、そういったところで、資格は持っているものの、その後勉強していないとか、何もやっていないという方が結構いらっしゃるんで、そうい

った方については市のほうから研修会というか講習会を行い、指導に必要な知識を身につけていただいた上でサポートしていくというような形をとれるように体制を整えていくことを考えていますので、それでやっていければというふうに思っております。

○倉部教育長 今から人材育成も含めて整えていくということですので、来年すぐという形ではないというふうに御理解いただければと思います。

○豊島委員 そのように理解していますけれども。どうしたらというふうな、もう少し具体的なものを、計画はあるんだと思いますけれども、24年はすぐ来ますので、それに向けてルーティーンみたいなものをつくっておくといいなとちょっと思いました。急な質問で、あれですけれども。

○小林文化・スポーツ課長 今年度から始めた指導者講習会で、大学の教授とかアンガーマネジメントの専門の方を呼んで講習会を開いたんですが、初めてのなもので、どういった講義をしていただけるか、どういった形でやっていただけるかというのが見えなかったんですが、実際やっていただいて、私もいろいろな講習会に出っていますが、すごく有効な講義をしていただきました。これからもそういう方たちと連絡をとって、有資格者もどのように広げていくかというのも見えなかったんですが、スポーツ少年団の指導員とか体育協会に加盟している方たちも随分有資格者がいますので、そちらの方たちに対しても有効な手段であるなということの確認がとれましたので、ことしに入って体育協会のほうとスポーツ少年団のほうの上の方たちには、これから学校の関係もあるので、こういう形でやっていきたいということを話しました。31年度にはそれを浸透させて、できれば31年度に行う講習会から、そういった方たちにも参加をいただいて人をつくっていくような形を思っております。

今6つの総合型地域スポーツクラブがあるんですが、もう1つ新しく子どもを中心に立ち上げて大人と一緒にやっていただく。その中で部活動の補完的な

役割も基本的にしていければいいかなというようなことを念頭に置きながら総合型地域スポーツクラブをつくる。その中に指導者も当然いるので、そういったところの指導者をうまく利用しながらというか、勉強させながらやっていくというような話で、おぼろげながらプランというか、このような形でやっっていこうと思っています。

○豊島委員 恐らく全国でというか、いろいろなところから人のとり合いになると思うんです。思っている以上に人材は物すごく減っています。人が減っているんです。これをやって、ちゃんとした生活が成り立つぐらいの収入を得るというものでもない。ですから、そこにどんな人がどう入ってくるかということは予想以上に大変なんです。ある程度早目に取り組んでいったほうがいいと思います。出おくれないうちがいいなと思っています。済みません。余計なことです。ありがとうございました。

○倉部教育長 御意見として伺いたいと思います。ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第3号、我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プランの制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

議案第4号及び議案第5号

○倉部教育長 次に議案第4号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条

例施行規則の一部を改正する規則の制定について及び議案第5号、延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、以上2議案は関連議案ですので一括審査といたします。

なお、採決につきましては議案ごとに行います。それでは事務局の説明をお願いします。

○穠村図書館長補佐 議案第4号、第5号について御説明いたします。まずは議案第4号、我孫子市民図書館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、11ページをごらんください。

こちらなんですけれども、図書館の資料を貸し出した利用者の方が貸し出しの期限を過ぎても返却しない場合に、電話、はがき、文書等で督促して、督促してもなおかつ返していただけない場合に、一定期間の貸し出しの停止をするということを提案するものです。こちらの作業につきましては現在も日常業務の中で既に行っていることとなります。ですので、第8条の追加という形で提案させていただいております。

12ページのところなんですけれども、こちらに改正前、改正後ということで書かれていますが、第8条の1から3につきましては既にあるもの。今回4項、5項という形で追加の御提案をさせていただいております。

続けてなんですけれども、議案第5号の要綱のほうなんですけど、延滞者に対する図書館資料の利用の制限に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、こちらは13ページのほうになりますが、ごらんください。こちらにつきましては、同じく図書館資料の貸し出しを受けている利用者が、貸し出しの期限を過ぎても返却しない場合の一定期間の貸し出しの停止について、現在よりも効率的かつ効果的に行うため提案するものです。貸し出し停止については7年間実施してきた現在の方法があるんですけれども、そちらを検討しまして費用対効果を含めて改善案を出しまして、今回の要綱の改正を提案させていただ

いております。要綱の改正の具体的な内容は14ページ、15ページに、改正前、改正後という形でつけさせていただいております。

改正前は規則の第10条第2項にかかわるところだったんですけども、今回改正するに当たって、第8条第5項の規定に基づいて、こちらの停止を行っていくということになりますので、両方合わせて御審議いただくようによろしくお願いいたします。以上です。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。質疑があればこれを許します。
——よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

初めに議案第4号、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

○倉部教育長 次に議案第5号、延滞者に対する図書館使用の利用の制限に関する要綱の一部改正する告示の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

議案第6号

○倉部教育長 続きまして議案第6号、我孫子市子ども読書活動推進計画の制定について、事務局の説明を求めます。

暫時休憩します。

午後2時59分休憩

午後3時00分再開

○倉部教育長 再開いたします。事務局の説明を求めます。

○宇賀神図書館長補佐 それでは、我孫子市子どもの読書活動推進計画（案）について、御説明いたします。

今年度、図書館が事務局となりまして、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして、我孫子市子どもの読書活動推進計画（案）を策定いたしました。これは我孫子市の現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、家庭、地域、市民図書館、学校図書館、保育園などにおける子どもの読書環境の整備・充実を図るとともに、相互の連携を深め、読書活動の推進することにより、子どもが健やかに成長し、自ら考え、課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的として、策定したものです。

策定につきましては、図書館を事務局といたしまして、平成30年度に我孫子市の子どもの読書活動の現状を把握し、子どもの読書活動に影響を与える要因との関連を明らかにし、計画に反映させることを目的として、市内の小中高等学校、保育園の児童生徒、その保護者に、全学年ではありませんが、アンケートをいたしました。また、今年度は庁内策定委員会を立ち上げ、その中で指導課、学校教育課、保育課、子ども支援課等、関係各課の皆さんにお集まりいただきまして、計画（案）を策定いたしました。

計画（案）につきましては、生涯学習審議会において図書館部会を立ち上げ

て意見をいただき、パブリックコメントを実施いたしました。なお、パブリックコメントに関しましては意見がお一人、1件ありましたが、本文を修正するようなものではありませんでした。

また、この案につきましては、作成に当たって関係各課の記入をしたり、図書館のほうでインタビュー、聞き取りを行ったりというようなことをいたしました。

本文のほうですが、こちらの計画の4ページをお開きください。「基本方針」としまして、「(1) 子どもの自主的な読書活動を支える読書環境の整備・充実」、「(2) 家庭・地域との連携・協力による読書に親しむ機会の充実」、「(3) 学校図書館における自主的な読書活動支援体制の整備」、「(4) 子どもの読書活動に関する社会啓発や広報の推進」を基本方針として次ページ以降を記載しております。

6ページ以降につきましては、家庭、地域、市民図書館、学校図書館、幼稚園、保育園に分けて、それぞれの項目の中で現状と課題、施策の方向を記述いたしました。計画の範囲が関係各課、学校などさまざまなため、なかなかずばっと言い切れない部分がありましたが、我孫子市の子どもの読書について、ある一定の方向は示させたのではないかと考えております。

6ページの第2章ですが、「子どもの読書活動推進のための方策」の中の「1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進」で、現在の家庭における読書環境、子どもを取り巻く地域における読書環境について述べております。地域については市民図書館の団体貸し出し等を支援している部分もございます。

10ページ以降ですが、こちらについては「2 市民図書館における読書活動の推進」ということで、我孫子市民図書館が現在行っている現状、これからの方向等を述べています。この計画が策定されないで我孫子市民図書館としては子どもに関するさまざまな施策、おはなし会、そのほかの市民スタッフの協

働とか、また保健センターの離乳食教室での乳幼児と保護者への読み聞かせ等、図書館での子どもの読書、それから外に向かった子どもの読書等、支援または読書活動に関する推進を行っております。

26ページ以降は「3 学校における子どもの読書活動の推進」ということで、小学校、中学校、高等学校というところを記入しております。小中学校に関しましては、学校図書館支援センターが今年度から動き出しておりますので、その中でこれからまた検討する部分も多くなっていくと考えております。

35ページについては高等学校ですが、市内に公立、私立4校ありますけれども、そちらに出向いてインタビューをしまして、高等学校の現状等を聞き取っています。こちらにつきましては、市民図書館との連携をこれから進めていきたいというふうに考えております。

36ページですが、こちらは幼稚園・保育園ということになっております。それぞれの幼稚園・保育園さんでいろいろな読書に関する考え方等がありますので一概に言うことはできないんですけれども、それぞれの園と図書館の連携を図っていきたいというふうに考えております。

39ページは「計画の推進にあたって」ということで短いですが、これからのことについて書いてございます。

計画は5年ということで、4ページのほうに戻ってしまいますが、「0歳から18歳までの子ども及び読み聞かせ等子どもの読書活動に関するすべての大人を対象とした計画」ということで、子どもだけではなくて、子どもの読書に関係する大人にも読書の大切さというものを伝えていかないと計画としては浸透していかないということがありますので、大人も対象とした計画ということになっております。

計画の策定につきましては、図書館が事務局となって、関係各課から計画に関連する事業等を抽出しまして進行管理をしていきたいというふうに考えて

おります。説明は以上です。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

1つ訂正があります。25ページですけれども、一番下「学校図書館支援センター…詳細は25ページを参照」とありますが、こちらは「26ページ」の間違えでしたので、訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。以上です。

○倉部教育長 26ページということで、わかりました。以上で説明が終わりました。質疑があればこれを許します。——よろしいでしょうか。

○豊島委員 時間が余りないところ済みません。詳細の説明ありがとうございます。この我孫子市の図書館のこれとは関係あるんですけれども、前から我々は考えていて、予算がはじかれてしまいましたけれども、各小中学校の図書館との連携みたいなものというのは、ここはそういうものを入れての推進計画（案）ではないかもしれませんが、教育委員会のほうではそれをかなり大きなテーマとして考えているんですけれども、その辺は図書館のほうとしては何か御配慮はないですか。

○宇賀神図書館長補佐 市民図書館としても、この子どもの読書というところに関しましては、学校図書館の役割というのは大きいというふうに考えております。

現在も学校図書館・市民図書館連絡会議というものを年2回ほど開催しております。その中で学校図書館に関する現状等の把握、またはいろいろな情報の交換等をしておりますので、その連携という部分に関しましては、こちらのほうでも支援をするということで、最初の基本方針の5ページのほうにもありますけれども、「家庭や地域、学校、市民図書館、関係機関、関係団体などが相互に連携協力できるように努めます」ということで、それぞれが独自にやっているというところでは限界ということもありますし、広がりが無いというこ

とでは、それぞれ連携してできることがあるのではないかというふうには考えております。

○豊島委員 勝手なお願いですけれども、今後、何とかさらなる検討をお願いしたいと思います。そういうことを申し上げながら、この説明を拝見していて、図書館の利用とか何とかというのは、このところは上昇傾向にあるんですか、それとも下降にあるんですか。

○櫻井図書館長 図書館の利用に関しては、年々減少の傾向にあります。22年か23年ぐらいをピークとして、それ以降減少の傾向にはあります。

○豊島委員 はっきりは言えないでしょうけれども、主な原因というのはどのようなものでしょう。

○櫻井図書館長 今、私ども図書館で分析しているという原因については、まずインターネットの普及というのが一番大きい。簡単に調べ物が、ある程度のことはできてしまうということと、あと利用者の皆様が御高齢になってこられて、本館、湖北台分館、布佐分館がありますけれども、そこまで足を向けることができない方がふえているということ。それと高齢によって本の冊数ですか、10冊借りられるんですけれども、その冊数が4冊、5冊程度で我慢してしまう。まして調べ物に関してはコピーで済ませてしまうというような現象があります。さらには滞在型の利用者さんがおりますので、中で新聞、雑誌、本をごらんになる。それで済んでしまうという、そんな傾向が多分にあるのかと分析しております。

○豊島委員 恐らく全国どこでもそうだと思うんです。その中で今私ども小学校、中学校の図書室と関連しながらということは、そういうものにある程度、歯どめをかけるわけではないですけれども、何かを取り上げていく、ふやしていく1つのツールになると思うんですよ。ですから、今「現状と課題」というところを一生懸命読ませてもらったんですけれども、それに向けてどうしたら

いいんだということを書いてある課題が、ここにはない。このまま行ったら、じり貧になるのは目に見えている。ですから、そこをどうするかということがちょっと念頭にあったものですから、小中学校とかなんていうことを申し上げさせてもらいましたけれども、ぜひそちら側を取り込むような形でやっていただければうれしいんですけれども。

○倉部教育長 それについては私が答えます。今回、皆さんも御存じのとおり、予算要求を単独に学校図書館の充実をせよと、残念なことについておりません。せっかくこれをつくるに当たっては、図書館と学校司書の部会の中で、この中に位置づけをして、必要なものだ、大切なものだということをまずアピールしようというところから入っています。ですから、学校図書館に関することについては大分書いてもらっています。これを教育委員会としての1つの武器として、こういう大事なものなんだから教育委員会全体で考えていますということをやったものですので、スタートのものになります。この計画をスタートとして、ぜひとも予算確保に向けて頑張っていきたいという意思表示だというふうにお受け取りいただければ幸いですし、それについての応援をいただければ、こういうものができているのだから具体的にどうしましょうという話をさらに加えていただければ幸いですと思っておりますので、その辺は御理解と御協力をぜひよろしくお願いいたします。

○豊島委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第6号、我孫子市子どもの読書活動推進計画の制定について、原案に賛成の委員は挙手を願えます。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

初めに事務局から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

手賀沼文化拠点整備計画の実績報告について、説明を求めます。

○辻文化・スポーツ課主幹 御報告いたします。時間の関係で簡単にお話しさせていただきます。

別冊の「手賀沼文化拠点整備計画<実施報告書>」をごらんください。1枚めくっていただきまして、手賀沼文化拠点整備計画は平成19年に策定されました計画で、3つのポイントがあります。文化・歴史・自然を活かした魅力向上と、それを発信して交流を促進していくこと、将来の子どもたちに向かって我孫子を継承していく、この3つを目的として策定いたしました。策定して実行に移していくんですが、実行の期間としては平成21年から平成30年度までの10年間を全体計画期間とし、前期5年、後期5年という形でエリアを決めまして実施いたしました。

実際にどのようなことを実施いたしましたかというのは2ページ、そして詳細については4ページ以降の付表をごらんください。こちらにつきましては91事業を最終的には実施する内容にいたしまして、最後の10年目までに75%に当たる69事業を実施完了いたしました。残りの25%の23事業につきましては、実施に向けた検討にとどまったということになります。

実際に実施したものについては下にあるとおりなんですが、主なものとし

ては杉村楚人冠記念館展の保存活用、白樺文学館の運営、旧村川別荘の再整備、地域を知る学習機会の充実、ガイドブックの発行などを行いました。

今後の検討にとどめたものとしましては、例えば公園坂通りの整備であるとか、子どもさんとともにガイドをするような事業、こういったものがあげられます。

理由についてはいろいろあるんですが、1つは公園坂通りの整備が手賀沼公園・久寺家線の整備の進捗状況の遅延などに伴ってできなくなったこともありまして、それに伴うようなハードの整備費がなかなかつけられなかったということがあります。

今後の展開なんですが、3ページになります。まず実施した事業につきましては、今までハード整備をしたものを継続して維持管理をしながら相互に関連づけてソフト事業を展開していく。例えば杉村楚人冠記念館や白樺文学館、旧村川別荘などを連携いたしまして、より広域の魅力を発信していくというようなことが考えられると思います。

もう1つ実施に向けた検討としたものつきましては、関係各課における部門別の計画、例えば観光振興計画などに位置づけを行いまして、文化や歴史をよりその中に取り込んでいっていただけるように、こちらから働きかけていくこと、それから来る4月1日に文化財保護法が改正されますが、その中で「文化財保存活用地域計画というものを策定すべし」という内容が盛り込まれる予定になっております。その中においては、文化財を保存するだけでなく活用していく方法で進めるようにということになっておりますので、文化・スポーツ課としては平成31年度、32年度にこの中身を詰めまして、我孫子市初の文化財保存活用地域計画を策定していく、その中で位置づけをしていきたいというふうに考えております。以上になります。

○倉部教育長 ありがとうございます。この件につきまして御質問等があれ

ば許します。

○豊島委員 すばらしい量の事業をやってこられていて、改めて驚いています。その中で25%、23事業がまだ調整中というのは時間的なものでしょうか、費用的なものでしょうか。

○辻文化・スポーツ課主幹 多くは費用的なものというのが大きかったと思います。それから関係各課を横断して行いますので、各課の調整に少し手間取ったというところもあるんですが、かつてのように、市の事業におきまして歴史や文化を無視したものというのは今後あり得ないということで、それを粘り強く働きかけながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○豊島委員 ありがとうございます。杉村楚人冠記念館のところだと、椅子つきで何とか入れるというのは何人ぐらいのところがありますでしょうか。今、私の頭の中には、いろいろな活動の中で場所がなくて困っているんですよ。

○倉部教育長 杉村楚人冠記念館というのは、集会場的な公開はしていないと思います。

○豊島委員 和室がもちろんあるのはわかっています。奥のほうに何かなかったかな。廊下に囲まれたところも和室ですか。

○辻文化・スポーツ課主幹 杉村楚人冠記念館は展示室なので、そこで集まって何かできる場所ではないんですが。集会的な施設とは違うということで、御理解ください。

○豊島委員 いきなり杉村楚人冠記念館から挙げてしまったのでおかしくなりましたがけれども、例えば旧村川別荘とかは今も使ったりしているんですけどもね。白樺文学館はちょっとあれかもしれないんですけども、市民たちが何かの行事といったらおかしいですけども、数人でもいいんですけども、何か使えるような場所があるともう少し情報発信に役立つんだけどなど。来る人だけを待っているわけではないんですけども、何か使いたいんだけどなど思

うんですけれども、旧村川別荘だとか、今は布佐のほうのあちら側もなかなか使いにくい状況になっているんですけれども。

○倉部教育長 文化施設ですので、単なる集会場という使い方はなかなか難しいと思います。その文化施設を使うに当たっての意味、例えば杉村楚人冠記念館であれば茶室がありますので、その茶室を開放することによってその価値を高めるとか、旧井上家でしたら奥の和室も、茶室の部分についてはそのような使い方という限定した使い方はできるんですが、単純に集まる場所としての使い方はなかなか難しいと思いますので、今後旧井上家にしても何しても、本体を改造したときには、文化財としての価値をとどめるための改造になりますので。

○木下生涯学習部長 団体さんにお貸しするというような機能はないんですけれども、例えば手づくり散歩市でしたか、市民団体が何か展示するときにコラボレーションして、そこで展示してもいいですよということとか、それから旧井上家は、御報告しているとおり、例えば鉄道模型会をやったりとか、それから5月も人形展をやったりとか、地域の方の意向も反映したような形で、いろいろな切り口で、その場所あるいはその文化を発信するような仕掛けは今もしているんですけれども、今後もそのような視点を持ちながらPRに努めてはいきたいとは思っております。

○豊島委員 何とか自分にできることがないかなと思ったのは、文化の保存だけではなくて、活用もというのは入ってきているわけですよ。それを活用するというのは、どういうことかということなんです。そこにあるものを展示したり、皆に見てもらおうということも活用ですけれども、しかし、そこにいろいろな人が行くということも、それは活用なんですよ。いろいろな形で参加できると思うんですよ。今おっしゃられたことは承知しておりますけれども、何かの形でもう少し入っていて、大人数でなくていいんです。そのようにしていっ

て、こちらの活動をしながら、そちら側も活用するみたいなことをやればいいなと思っていました。ちょっと模索しながら何とかやらせてもらえればやらせてもらいたいと思っています。ありがとうございます。

○倉部教育長 御要望というところでよろしいでしょうか。この件について、ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないようですので、手賀沼文化拠点整備計画については質疑を打ち切ります。

ほかに事務報告、事務進行予定資料について補足する説明はよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないようですので、これより事務報告に対する質疑に移ります。暫時休憩します。

午後 3 時 2 6 分休憩

午後 3 時 2 7 分再開

○倉部教育長 再開いたします。

事務報告についていかがでしょうか。

○長谷川委員 飛びますけれども、18ページの図書館のところで「おはなし会」なんですけれども、2月24日(日)参加者のところに「20人(大人の参加可)」と書いてあるんですけれども、大人が参加していただいたのは、先ほど議案にもあった図書館の読書活動推進計画の絡みとかがあったのでしょうか。

○穂村図書館長補佐 お答えいたします。こちらの大人の参加の会については毎年行っているんですね。それはなぜかといいますと、市内にボランティア活動をしている方がたくさんいらして、その方がおはなし会を見学したいという

御希望とかがあったんです。随時入っていただいていたんですけども、子どもだけの雰囲気というのも大切にしたいというのがあるので、随時ではなくて会を決めて、この時ということでさせていただいています。

○長谷川委員 わかりました。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 済みません、たびたびで。11ページの「教育研究所における相談の概要」のところですか。いろいろ工夫していただいております。

1のa、bというところで、今月の終結ケースというのが①は1件から⑥1件まで、③の15件をピークに説明していただいております。終結ケースというのは卒業したのかということなのかもしれませんが、毎回この表を見ながら、ここから何か考えられるようなことがないかといつも思っているんですけども、うまくまとまりませんが。この終結ケースのところは、どういう形での終結だったのかちょっと教えてください。

○土山教育研究所長 お答えします。今回は終結ケースが3つのところに分けられていると思います。1つ目は「主訴解消」、これは2件ありましたが、これは不登校についてのこと、これが登校できるようになったということです。それから生活、学習についてのケースでしたけれども、本人のほうが大分落ちついてきたということで終結です。相談ニーズの終結というのは、「主訴が解消しているわけではないのですが」ということが多いので、この中には幾つかは検査を受けただけで「わかりましたので」というふうに終わるものもあります。ただ、この中で多いのは、特に気になる行動、発達が疑われることです。これは、基本的には主訴そのものは解消しません。周りの環境を整えていくことによって特性が余り目立たなくなってきたので、終結に向かったというケースです。それから卒業は4件ありますが、このうち3件は確実に卒業で、もう1件は転出のために終結という形になっています。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。こういうふうに丁寧にやったださっているんで、そんなことを言っていないかわかりませんが、前の取手の問題とか、今、野田で起こっている問題とかいろいろありますが、我孫子のほうはそういう点では対応が丁寧だからいいんだというふうに思っています。その上でのことなんです。

この中で、bの今月の終結ケースの①云々というところ、主訴解消が2件とか相談ニーズの収束23件、これを合わせていったらその数になるんでしょうかね。そこのところはわかりにくかったんですが、相談ニーズの収束23件だけれども、残るものもあるんでしょうか。この表の数字から、特にここからは問題はないというふうに解釈すればいいんでしょうか。問題はないんだというふうに思っていますか。

○土山教育研究所長 問題という言葉の意味合いで解釈がちがうことがあるのですが、終結が確かに29件ありましたが、それを除く201件が残っていることは、問題がないというわけではありません。それは子どもがいる間はずっと続くものですし、それが全部主訴解消に向かうものではないと私も思っています。今回、野田や取手の件などもあったかと思いますが、こういう相談の窓口を1つつくって、そこから学校との連携もとって、いろいろな手段で、主訴は解消しないけれども関係はうまい形に整えていきたいと、そういう方向で進めているので、問題は確実にずっと存在し続けます。

ただ、解決に向けるための我々の手段に対する問題というのは、比較的今のところは順調に進んでいるかなと思っています。以上です。

○豊島委員 ありがとうございます。時間を5分使ってしまったのでやめますけれども、この表は見なれました。私の頭の中には、目をつぶったらこの表が浮かびます。本当なんです。それだけ見詰めているんです。だけれども、ここから解決の方法は見えてこないんです。正直に。極端に言ったら、この表にと

らわれないほうがいいと思います。この表はどなたがつくったんでしょう。何年前につくったんでしょう。もう1回考えてみるということもあっていいと思うんですよね。この表にとらわれていると、この表の数字におさまってしまえば安心という感じだけけれども。ちょっと余計なことかもしれませんが、こういう問題を解決したい、そのためにはどういう表にするか。どういうふうなことをどういうふうに出すかということが必要なんだと思うんですよ。最初はそうだったと思うんですけれども、私の頭には焼きついていますけれども、そこから何かが見えてくるというのはなかなかないなど。

○倉部教育長 豊島委員、申しわけありません。発言の途中ですけれども、この表はそもそも、豊島委員が今求めているための表ではないと思っています。これはその月ごとの相談件数、実態をあらわす表であって、それによってどのような傾向があるかということを知るための表です。

豊島委員が求めている、解決についてというものを評価することは、毎回お話ししていますように難しいと思います。この表では無理です。ですから、それをやるためには、どのような手段を講じているか、どのような解決方法について担当として手段を持っているか、そういうものを一つ一つ説明しなければならぬ内容ですので、豊島委員がおっしゃるのは、この表からそれを見つけ出そうという努力をされているのは十分わかるんですが、なかなかそれについては交わらないと思っています。

ですから、これはあくまでもその月ごとの結果であり、傾向でありというふうにごらんいただいて、この表以外の中でどうしたらいいかというところは、それぞれの担当のほうで御報告の方法は考えるとしても、その辺はちょっと御理解いただきたいというのが正直なところです。

このためだけに、これ以上きょうは時間を使えませんので、改めてその辺の手段については研究したいと思っていますので、申しわけありませんけれど

も、きょうはこの内容についてはよろしいでしょうか。

○豊島委員 はい。

○蒲田委員 9ページの5番の「第2回特別支援教育コーディネーター連絡会」があったということで、内容の一番下に「小学校タブレット教材について今後の方向を確認した。」とありまして、これはどういうことなのか、支援教育との関係で教えてください。

○土山教育研究所長 今、我孫子市の特別支援学級には、昨年度から業者さんと連携しましてタブレットを借りて、それをお試しという形でずっと使わせていただいております。それを来年度も継続してできるという形にはなったんですが、来年度はさらに学校にあるiPadにアプリをダウンロードして、そして使えるということが業者さんのほうで了解をいただいたので、来年度はそういう方向で学校にあるタブレットを使いますということを支援学級の先生方に共通理解してくださいとコーディネーターにお話ししました。

○蒲田委員 わかりました。つながらなかったものですから。いい形になるようによろしく願います。ありがとうございます。

○倉部教育長 ほかに事務報告についていかがでしょうか。もし事務進行予定に質問があるようでしたらば、一旦打ち切りをさせていただきたいんですけれども。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 申しわけありません。事務報告について質疑がないものと認めます。質疑を打ち切ります。

次に事務進行予定について、質疑があれば許します。

○蒲田委員 単純なところなんですけれども、15ページの文化・スポーツ課のところですか。3番目「稲村雑談」が10連休の間に開催されるということで、これは10日間の間に2回ずつということなのか、教えてください。

○辻文化・スポーツ課主幹 お答えいたします。学芸員と私が出て10日間、午前・午後にお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○蒲田委員 とても負担が大きいなと思いましたが、1人ではとてもできないと思って、そうやってしていただくことによって、来館する方々の楽しみができると思いますので、広報でもアピールをしながら1人でも多くの方に聞いていただけるように、よろしくお願いいたします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。事務進行予定について。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に教育事業全般について、質疑及び意見等があれば許します。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。教育事業全般に対する質疑を打ち切ります。
